

土地評価システム構築業務委託 公募型プロポーザル実施要領

第1章 プロポーザル参加に関する手続等

1 業務概要

- (1) 件名 土地評価システム構築業務委託
- (2) 履行期間 契約締結日から令和8年12月31日まで
(なお、原則として令和9年1月から令和14年12月までは、当該業者と運用保守契約を締結することとする。)
- (3) 履行場所 相模原市が指定する場所
- (4) 事業内容 資料1「土地評価システム構築業務委託仕様書」のとおり
- (5) 契約上限金額 29,403,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 スケジュール

参加申込書受付期間	1月21日（水）～2月3日（火）午後5時（必着）
質問書受付期間	1月21日（水）～2月2日（月）午後5時（必着）
質問に対する回答送付日	2月4日（水）
参加資格確認結果通知書交付日	2月5日（木）
企画提案書等提出期間	2月6日（金）～2月19日（木）午後5時（必着）
プレゼンテーション実施日	3月6日（金） ※時間は後日連絡
選定結果の通知日	3月下旬
契約締結日	4月以降

3 担当部署及び問い合わせ先

〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15
相模原市 財政局 資産税課
電話 042-769-8298 FAX 042-757-8108
電子メールアドレス shisanzei@city.sagamihara.kanagawa.jp

4 必要な資格

以下の全ての要件を満たす者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止期間中でない者
- (3) 参加する者が個人である場合には、その者が、相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号。以下「市暴力団排除条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められないと、又は、法人等（法人又は団体をいう。）である場合には同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められないと。
- (4) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下「県暴力団排除条例」という。）第23条第1項に違反したと認められないと。

- (5) 県暴力団排除条例第23条第2項に違反したと認められること。
- (6) 市暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められること、又は参加する者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められること。
- (7) 相模原市契約規則（平成4年相模原市規則第9号）に基づく令和7年度競争入札参加資格者として認定されていること（申請中を含む）。
- (8) 個人情報の取り扱いについて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づく相模原市の取扱いに従うことができること。
- (9) 導入するシステムは、指定都市又は東京都への導入・運用実績があること。
- (10) 情報セキュリティマネジメントシステム(ISO/IEC27001)及びプライバシーマーク(JISQ15001)を取得していること。
- (11) 導入するシステムは、本市資産税課で利用するすべての機能について、総合行政ネットワーク(LGWAN)を経由して利用できること。

5 参加手続等

(1) 資料の配布

- ア 配布期間 令和8年1月21日（水）から2月3日（火）まで
- イ 配布方法 相模原市のホームページから資料をダウンロード
<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/sangyo/index.html>
- ウ 配布資料
 - ・土地評価システム構築業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領
 - ・別紙1 「土地評価システム構築業務委託企画提案評価基準」
 - ・資料1 「土地評価システム構築業務委託仕様書」等（資料1～別添9）
 - ・プロポーザル参加申込書等様式集（様式1～6）
 - ・機能要件表（様式7）

(2) 参加に必要な書類の提出

本プロポーザルへの参加希望者は、次の参加に必要な書類の提出をすること。

- ア 受付期限 令和8年2月3日（火）午後5時（必着）
- イ 提出先 相模原市財政局資産税課
- ウ 提出方法 電子メール ※提出後は電話連絡すること。
- エ 提出書類
 - (ア) 参加申込書（様式1）
※情報セキュリティマネジメントシステム(ISO/IEC27001)、プライバシーマーク(JISQ15001)の取得がわかる登録証の写し等を添付
 - (イ) 会社概要（様式2）
 - (ウ) 土地評価システム導入実績表（様式6）

(3) 質問書の提出及び回答

本プロポーザル方式の内容について質疑がある場合は、次により質問書（様式3）の提出をすること。質問内容及びその回答は、参加者全てに通知する。なお、質問事項がない場合は、質問書の提出は不要とする。

- ア 提出期限 令和8年2月2日（月）午後5時（必着）
- イ 提出先 相模原市 財政局 資産税課
- ウ 提出方法 質問書（様式3）を電子メールにより提出し、提出後は電話連絡すること。
- エ 回答期限及び方法 令和8年2月4日（水）に参加申込者全員に電子メールにより回答する。

(4) 参加資格確認結果通知書の交付

参加申込書の提出者について、資格要件を満たしているかどうかの確認を行い、結果について以下のとおり通知を行う。

- 通知日 令和8年2月5日（木）
- 通知方法 電子メールにより通知する。

6 参加資格の喪失

参加申込書の提出期限の日から受注候補者の選定の日までの間に、次のいずれかに該当することになった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとする。

- (1) 「4 必要な資格」に規定する当該業務委託に係る参加資格の全ての要件を満たす者ではなくなったとき。
- (2) 提出した書類等に虚偽の記載があることが判明したとき。

1 業務概要

本事業は、固定資産(土地)評価業務におけるDX化(デジタル技術活用による業務省力化・効率化)、経年異動調査の継続実施を図るため、土地評価システムを構築する。なお、本市の課題としては紙ベースの情報管理、それに伴う人為的ミスと作業時間の増大、情報の多元管理です。

2 企画提案について

(1) 提案項目について

- ア 土地評価システムに関する基本的な考え方
- イ 機能性
- ウ 円滑な土地評価システム導入・運用のための取組
- エ 保守・情報セキュリティ対策
- オ 業務実施体制
- カ システム導入業務の実績

(2) 企画提案書等の提出について

- ア 提出物
 - (ア) 企画提案書(様式4)
 - (イ) 参考見積書(様式5)
 - (ウ) 機能要件表(様式7)
- イ 提出部数 1部
- ウ 提出期限 令和8年2月19日(木)午後5時まで(必着)
- エ 提出先 相模原市 財政局 資産税課
- オ 提出方法 電子メール ※提出後は電話連絡すること。

(3) 企画提案書作成にあたっての留意点

- ・日本語で記載すること
 - ・A4サイズとすること
 - ・PDF形式で送付すること
 - ・横書き両面
 - ・左綴じ印刷
 - ・文字サイズは、11ポイント以上
- ※ ただし、図表等の表現上、不具合がある場合を除く
- ※ 企業名を記載しないこと

(4) 無効となる企画提案書

- 以下に該当する提案は無効とする
- ア 参加資格を有しない者の提案
 - イ 参考見積金額が、契約上限金額を超える提案

- ウ 虚偽の記載があることが判明した提案
- エ プレゼンテーションに出席しなかった者の提案

(5) 企画提案書等の取扱い

- ア 企画提案書等の作成及び提出等に係る費用は提案者の負担とする。
- イ 提出された企画提案書は、本プロポーザル方式における受注候補者の選定以外の目的では使用しないものとする。
- ウ 企画提案書等は、相模原市情報公開条例（平成12年相模原市条例第39号）等関連法令に基づく情報公開請求がなされた場合、又は相模原市が企画提案書等の公表が特に必要と判断する場合には、その全部を原則公開又は公表するものとする。例外的に、提案者の技術力やノウハウ等、公開又は公表することにより提案者の正当な利益を害する情報がある場合には、相模原市の判断で非公開とするものとする。なお、公開又は公表する場合の企画提案書等の使用に関する費用は、無償とする。
- エ 提出された書類は、選定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。
- オ 企画提案書等の提出後、相模原市の判断により補足資料の提出を求めることがある。
- カ 企画提案書等の提出は、1者につき1提案のみとする。
- キ 提出された書類は返却しないものとする。

1 企画提案書等の審査

企画提案書等の審査は、相模原市が設置した評価委員会にて行う。

2 プレゼンテーションの実施

(1) 実施日 3月6日（金）

時間、場所については対象者に別途連絡する。

(2) プレゼンテーションは、提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するもので、提出された企画提案書等のみを使用し、他の資料等は使用しないものとする。ただし、デモンストレーションを実施する際には、それに必要となる機材を使用して良いこととする。機材としてスクリーンのみは相模原市で用意するが、他の必要な機材は提案者が用意すること。

(3) 評価基準に従い評価を行う。

(4) 出席者は3人以内とし、時間は50分程度（準備、説明（デモンストレーションを含む）30分、質疑20分程度）を予定している。

(5) プレゼンテーションにおいて、提案を行う企業名の特定に繋がる表現や発言を避けること。

3 評価基準

評価基準は別紙1「土地評価システム構築業務委託企画提案評価基準」のとおりである。

4 受注候補者の選定

(1) 以下に1つでも該当する場合、失格とする。

ア 評価者全員の合計点数が半分に満たない場合

イ 評価者の過半数が0点をつけた項目が1つでもある場合

ウ 機能要件（資料4）において「必須」の項目に1つでも対応不可や空欄がある場合

(2) 提出された企画提案書等を審査し、最も優れている提案者を受注候補者として選定し、契約締結に向けた必要な協議を行う。

(3) 合計点数の算出方法については、以下のとおりとする。

ア 各評価者が、企画提案書、プレゼンテーション及び質疑応答の内容をもとに、それぞれ小項目ごとの評価点数を決定する。

イ 評価者全員の大項目ごとの評価点数の合計の平均点（小数点以下第2位切り捨て）を、大項目ごとの評価点数とする。

ウ 大項目ごとの評価点数を合計した結果を提案者ごとの合計点数とする。

(4) 順位の決定方法については、以下のとおりとする。

ア 合計点数の最も高い提案者を受注候補者とし、2番目に合計点数が高い提案者を次点とする。

イ 合計点数が同点の場合は、評価委員の投票により順位を決定する。

(5) 受注候補者と契約締結に至らなかった場合は、次点の者を新たな受注候補者として手続を行うものとする。

(6) 審査の結果、いずれの提案も履行の確保ができないと見込まれる場合、受注候補者を選定しないことができるることとする。

- (7) 提出者のうち、受注候補者として選定した者及び選定されなかった者に対して、その旨を令和8年3月中旬（予定）頃に電子メールで通知する。

5 選定の取消

受注候補者として選定された者は、選定の日から契約締結の日までの間に、次のいずれかに該当することになった場合には、当該プロポーザル方式における受注候補者としての選定は取り消し、契約締結は行わないものとする。この場合、次点の者を新たな受注候補者として手続を行うものとする。

- (1) 第1章「4 必要な資格」に規定する当該業務委託に係る参加資格の全ての要件を満たす者ではなくなったとき。
- (2) 提出した書類に虚偽の記載を行ったとき。
- (3) 競争入札参加資格認定申請中の者で、契約締結の日までに競争入札参加資格者として認定されていないとき。
- (4) その他、公正な選定に支障をきたすと認められる行為があったとき。

6 その他

- (1) 本プロポーザルにおいて使用する言語は日本語、本プロポーザルに基づく契約において使用する通貨は日本円とする。
- (2) 本契約は契約書の作成を要する。契約書の作成に要する費用は受注候補者の負担とする。また、本契約の締結にあたり、契約保証金として、契約金額の10分の1に相当する額以上の額を契約時までに納付すること。ただし、契約規則第34条の規定に該当する場合、契約保証金を免除できるものとする。
- (3) 企画提案の内容については、履行の義務が生じるものとする。
- (4) 企画提案書の提出に関わらず、参加を辞退することができる。参加を辞退する場合、プレゼンテーション・ヒアリング実施までに相模原市に電話連絡をすること。また、参加を辞退した場合でも、これを理由として以後の本業務以外にかかる選定等について不利益な取り扱いを受けるものではない。ただし、プレゼンテーション・ヒアリング実施後は原則として辞退することができないものとする。また、選定された権利を他者に譲渡することはできないものとする。
- (5) 本プロポーザルの参加等に要する費用は、提案者の負担とする。
- (6) プロポーザル方式における候補者選定手続きは予算議決前の準備行為であり、該当事業に係る予算の議決がなされないときは、契約を締結しない。
- (7) 企画提案書提出後において、原則として企画提案書に記載された内容の変更を認めない。
- (8) 業務内容の詳細及び仕様書は、受注候補者と相模原市との協議のうえで決定する。ただし、本業務について、主たる部分の再委託は認めない。
- (9) 提出を受けた参加申込書及び企画提案書の返却は行わない。
- (10) 選定結果に対する異議申し立ては認めない。
- (11) 市は、次の場合に審査手続きを中止し、その旨を通知する。
- ア 提案書を提出する意思を示した事業者がいないとき
 - イ 条件を満たす提案がないとき
 - ウ 天災等により事業実施が困難になったとき

工 その他やむ負えない事情があるとき

(12) 以下のいずれかに該当した場合は失格とする。

ア 期日までに企画提案書の提出が無かった場合やプレゼンテーションに遅刻した場合。ただし、正当な理由がある場合はこの限りではない。

イ 企画提案書に虚偽の記載があることが判明したとき。

ウ この文書に記載した諸条件に違反した場合。

エ その他、公正な選定に支障をきたすと認められる行為等、候補者としてふさわしくない行為があつたと認められる場合。

(13) その他この要領に定めのない事項については、地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)、施行令及びその関係法令、並びに相模原市が制定する関係条例・規則等に準じるものとする。

以上